

パシエントハラスメントに対する当院の方針

当院は『地域中核病院として「真心と豊かな技術で信頼される医療・介護」を提供する』の理念に基づき、患者様が安心して療養できるよう職員一同が最大限努力し、また患者様等からのご意見・ご要望に対しては真摯に対応しております。

近年、医療現場において患者様やご家族から常識の範囲を超えた要求や、暴言、暴力、威嚇、セクハラなどの迷惑行為が増加しており、このような行為は「パシエントハラスメント」と呼ばれ、社会問題となっております。

パシエントハラスメントは職員の精神的負担となるばかりではなく、病院全体の業務効率を低下させ、他の患者様への医療提供にも影響を及ぼす可能性があるため、当院では次のような迷惑行為があった場合、警察への通報や診療をお断りし、強制退院していただく場合があります。

- ① 職員や他の患者様に性的嫌がらせや暴力行為があった場合、もしくはそのおそれ強い場合。
- ② 大声、暴言または脅迫的言動により、他の患者様に対し迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨害した場合。
- ③ 理不尽な解決しがたい要求を繰り返し行い、長時間にわたり職員を拘束し業務を妨害した場合。
- ④ 執拗な電話や病院への押しかけなどして業務を妨害した場合。
- ⑤ 建物設備などを故意に破損した場合。
- ⑥ 危険な物品を院内に持ち込んだ場合。
- ⑦ その他、病院業務に支障をきたす迷惑行為があった場合。

患者様および職員の安全、安心な病院環境を守るため、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。